

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年5月2日提出
【発行者名】	U B S アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三木 桂一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 O t e m a c h i O n e タワー
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【電話番号】	03-5293-3667
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	U B S 環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジあり） U B S 環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	(1)当初申込額 U B S 環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジあり） 100億円を上限とします。 U B S 環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジなし） 100億円を上限とします。 (2)継続申込額 U B S 環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジあり） 3,000億円を上限とします。 U B S 環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジなし） 3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

有価証券報告書を提出しましたので2021年9月1日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

ファンドの特色

### 1 環境に着目したロング・ショート戦略によるトータル・リターンへの追求


- ・「エネルギー移行経済」に注目した銘柄選択により、ロング・ショート双方からのリターンの獲得を目指します。
- ・ロング・ショート戦略とは、相対的に割安と思われる銘柄をロング(買い建て)する一方で、相対的に割高と思われる銘柄をショート(売り建て)するという2つのポジションを組み合わせた運用手法のことです。

### 2 いかなる市場環境においてもリターンの獲得を目指すヘッジファンド

- ・株式や債券の動向に左右されにくい安定的な収益の獲得を目指します。
- ・レバレッジを活用した機動的な運用を行います。通常時において、当ファンドのグロス・エクスポージャーは、純資産総額に対し概ね200%から300%の範囲を目標とすることを想定しております。(2022年2月末時点)

### 3 経験豊富な運用チームを有するUBSオコーナー

- ・20年以上の運用経験を有するポートフォリオ・マネジャーとチームによる深い洞察を運用に活用します。
- ・UBSオコーナーは、グローバルに資産運用を展開するUBSアセット・マネジメント・グループの一員です。

	<p><b>O'CONNOR</b> 1977年設立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶UBSオコーナーは、富裕層ビジネスに定評があるUBSグループ傘下の老舗ヘッジファンド運用会社で、複数のヘッジファンド戦略を、主に超富裕層や機関投資家に提供しています。</li> <li>▶シカゴ、ニューヨーク、スタンフォード、ロンドン、香港、シンガポール、上海の主要金融センターに拠点を展開し、約112億米ドルを運用しています。(2022年2月1日時点)</li> </ul>
---	---

### 4 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2種類のファンドから選択

- ・「為替ヘッジあり」は、実質外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
- ・「為替ヘッジなし」は、実質外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので為替変動による影響を受けます。

※販売会社によってはどちらか一方のみの取り扱いになる場合があります。

## ロング・ショート戦略について

- ・当ファンドは、相対的に割安と思われる銘柄をロング(買い建て)する一方で、相対的に割高と思われる銘柄をショート(売り建て)するという2つのポジションを組み合わせます。
- ・当ファンドはレバレッジを活用した機動的な運用を行います。通常時において、当ファンドのグロス・エクスポージャーは、純資産総額に対し概ね200%から300%の範囲を目標とすることを想定しております。(2022年2月末時点)

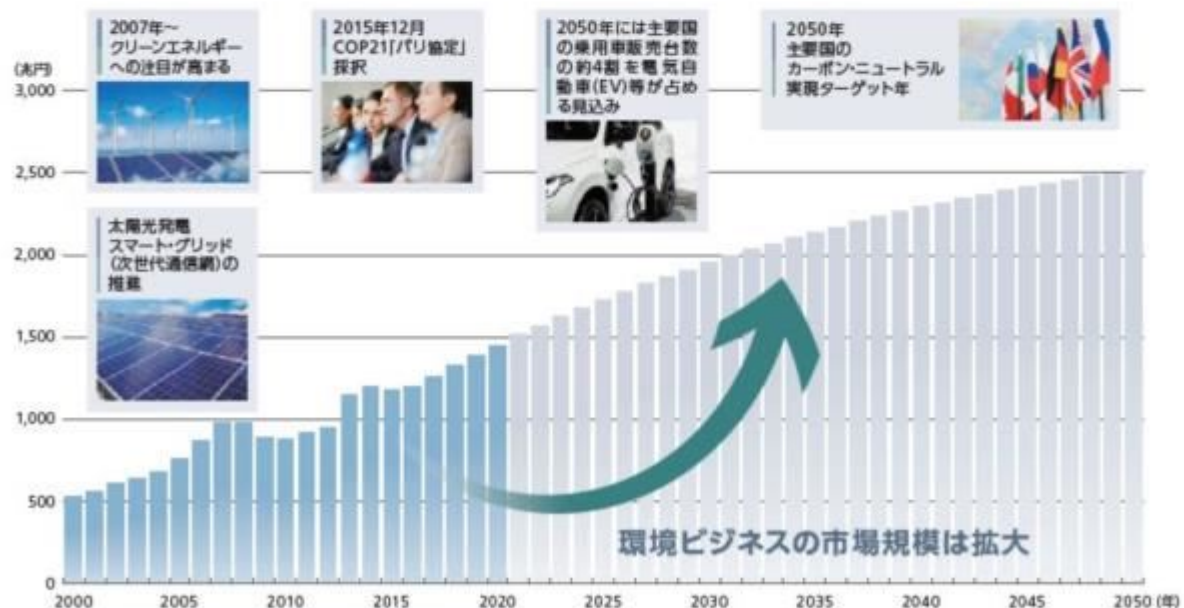


※ロングとショートのポジションをとった銘柄の株価が想定通りの動きとならない場合には、両方のポジションで収益がマイナスとなる場合があります。

## 環境をめぐる投資環境の劇的な変化

- ・2015年の「パリ協定」以降、環境ビジネスへの市場規模は急速に拡大しています。2021年の米国における政権交代を契機に、各国の協調のもとに脱炭素をはじめとする環境への取り組みやエネルギー移行経済への変化は急激に進展しています。

### ■ 世界の環境ビジネスの市場規模(2000年～2050年、推計値)



※上記の環境ビジネスは、供給する製品・サービスが、環境保護及び資源管理に、直接的または間接的に寄与し、持続可能な社会の実現に貢献する産業を指します。

出所：環境省、環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書(平成30年3月)。写真はイメージです。

## UBSオコーナーの考える投資機会

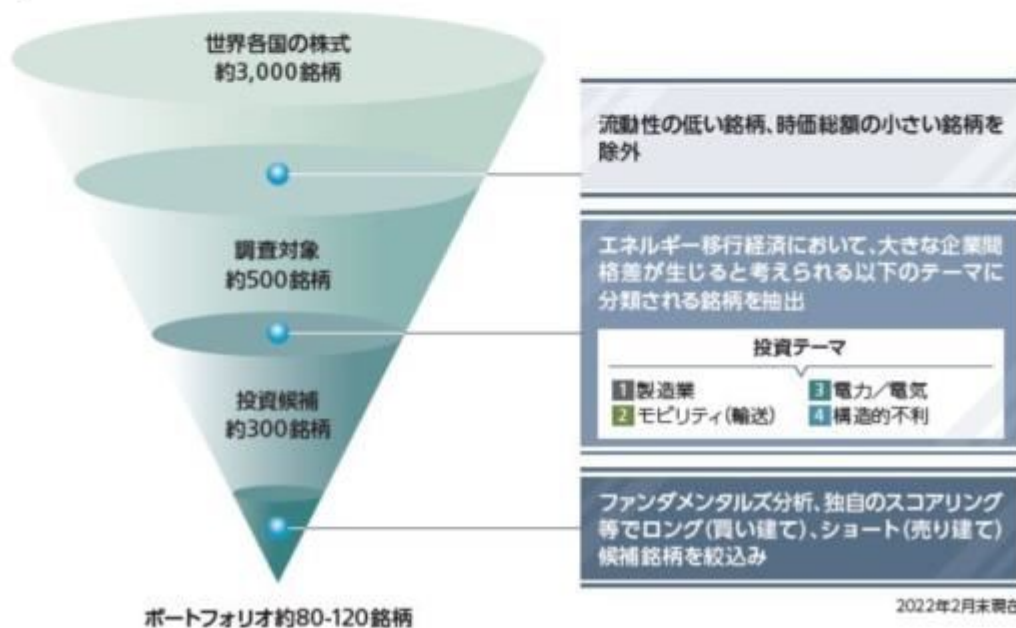
- ・エネルギー移行経済により、持続可能かつ脱炭素エネルギーの活用に向けた世界的な動きが加速しています。
- ・こうした中、直接的に影響を受けるまたは積極的に貢献するセクターや、構造的に有利・不利なセクター・企業が時間的な経過とともに顕在化することが考えられます。当ファンドでは、主に以下のテーマを通じたエネルギー移行経済全体に投資を行います。



※写真はイメージです。投資対象は上記のテーマに限定するものではありません。

### ◎運用プロセス

投資テーマに応じたエネルギー移行経済におけるロング(買い建て)およびショート(売り建て)を組み合わせたアプローチ



※上記の運用プロセスは、当ファンドの主たる投資対象である指定外国投資信託の運用に基づいて記載しています。上記はイメージです。

## ◎ ファンドの仕組み

- ・当ファンドは、「Environmental Long Short Japan Master Limited（以下「指定外国投資信託」といいます。）」および「UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）（以下「指定内国投資信託」といいます。）」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ・Environmental Long Short Japan Master Limitedの組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。

### 【ファンド・オブ・ファンズについて】

ファンド・オブ・ファンズとは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の投資信託（ファンド）に投資し、運用を行う投資信託（ファンド）です。



※「UBS環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジあり）」は「Class A-JPY Hedged Shares」に、「UBS環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジなし）」は「Class A-JPY Shares」にそれぞれ投資を行います。

## ■ ファンドが投資対象とする投資信託の概要

投資信託の名称	Environmental Long Short Japan Master Limited (Class A-JPY Hedged Shares) / (Class A-JPY Shares)
形態	ケイマン籍外国投資法人の発行する投資証券（円建て）
運用の基本方針	主に持続可能で脱炭素化に向けたエネルギー移行経済から直接的に影響を受けるセクターや企業、またはこれらのエネルギー移行経済に積極的に貢献するセクターや企業を中心に、グローバル株式を対象としたロング・ショート戦略（相対的に割安と思われる銘柄をロング（買い建て）する一方で、相対的に割高と思われる銘柄をショート（売り建て）するという2つのポジションを組み合わせた運用手法）を用いて投資を行います。
主な投資対象	グローバル株式を主要投資対象とします。
解約制限等	ファンドの純資産総額の25%を超える解約が1日に集中した場合、投資法人の裁量でファンド売却申込の受付に制限がかかる場合があります。
投資運用会社	UBSオコナー・エルエルシー (UBS O' Connor LLC)
投資信託の名称	UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）
形態	国内籍追加型株式投資信託
運用の基本方針	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を実質的な主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券、ならびに内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社

## ◎ 主な投資制限

投資信託証券への投資割合	制限を設けません。
株式への直接投資	行いません。
外貨建資産への投資割合	制限を設けません。
デリバティブ取引の直接利用	行いません。
同一銘柄の投資信託証券への投資割合	制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
一般社団法人投資信託協会規則に定める一のものに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

## ◎ 分配方針

毎決算時(毎年2月2日および8月2日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ②収益分配金額は、上記の分配対象額の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

[イメージ]



※上記は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。  
 ※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 追加的記載事項

### 購入・換金の申込方法(特定日売買)について

- ・毎月の特定日<sup>\*1</sup>に購入、換金の申込の受け付けが行われます（一般的な投資信託と比べ換金流動性に制約があります）。
- ・購入、換金の申込期限は、原則として特定日の5海外営業日前<sup>\*2</sup>までとし、当月の特定日に係る申込については、当月の第1営業日から申込期限の日までの各営業日に行うものとします。
- ・購入、換金代金の受渡しは、原則として特定日から起算して9営業日目とします。

※1 特定日は指定外国投資信託における各月最終営業日とします。

なお、指定外国投資信託の営業日は、ロンドン証券取引所、東京証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、ダブリンの銀行、日本の銀行、ケイマンの銀行が休業日でない日とします。

※2 海外営業日は、指定外国投資信託の営業日ベースとします。

前月	16	土	
	17	日	
	18	月	
	19	火	
	20	水	
	21	木	
	22	金	前月 申込終了
	23	土	
	24	日	
	25	月	
	26	火	
	27	水	
	28	木	
	29	金	前月 特定日
30	土		
当月	1	日	
	2	月	申込開始（第1営業日）
	3	火	
	4	水	
	5	木	
	6	金	
	7	土	
	8	日	
	9	月	
	10	火	
	11	水	前月 申込代金の受渡日
	12	木	
	13	金	
	14	土	

当月	15	日	
	16	月	
	17	火	
	18	水	
	19	木	
	20	金	
	21	土	
	22	日	
	23	月	
	24	火	申込終了 (特定日の5海外営業日前)
	25	水	
	26	木	
	27	金	
	28	土	
29	日		
30	月		
31	火	特定日 (指定外国投資信託の月内最終営業日)	
翌月	1	水	
	2	木	
	3	金	
	4	土	
	5	日	
	6	月	
	7	火	
	8	水	
	9	木	
	10	金	申込代金の受渡日 (特定日から起算して9営業日目)

※上記は、一般的な例を示したものであり、必ずしも一致するものではありません。

### (3)【ファンドの仕組み】

<更新後>



## 委託会社の概況（2022年2月末現在）

## 1) 資本金

2,200百万円

## 2) 沿革

1996年4月1日 : ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立

1998年4月28日 : ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更

2000年7月1日 : ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、  
ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

2002年4月8日 : ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

2015年12月1日 : UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更

## 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
UBSアセット・マネジメント・エ イ・ジー	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600株	100%

## 2【投資方針】

## (2)【投資対象】

## &lt;訂正前&gt;

## 投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、以下の概要を参照しております。

ファンド名	Environmental Long Short Japan Master Limited (Class A-JPY Hedged Shares) / (Class A-JPY Shares)
ファンド形態	(略)
運用の基本方針	(略)
主要投資対象	(略)
解約制限等	(略)
投資運用会社	(略)
管理報酬等	<p>申込手数料：なし            解約手数料：なし            運用報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対して年率1.10%程度            成功報酬：月末最終営業日時点の1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク（過去の月末最終営業日時点での純資産価格の最高値）を上回った場合、超過部分の20%            信託財産留保額：なし            その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用等は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>

信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

(略)

## &lt;訂正後&gt;

## 投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、以下の概要を参照しております。

ファンド名	Environmental Long Short Japan Master Limited (Class A-JPY Hedged Shares) / (Class A-JPY Shares)
ファンド形態	(略)
運用の基本方針	(略)
主要投資対象	(略)
解約制限等	(略)
投資運用会社	(略)
管理報酬等	<p>申込手数料：なし  解約手数料：なし  運用報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対して年率1.10%程度  成功報酬：月末最終営業日時点の1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク（過去の月末最終営業日時点での純資産価格の最高値）を上回った場合、超過部分の20%（ドル建てで算出）  信託財産留保額：なし  その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用等は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>

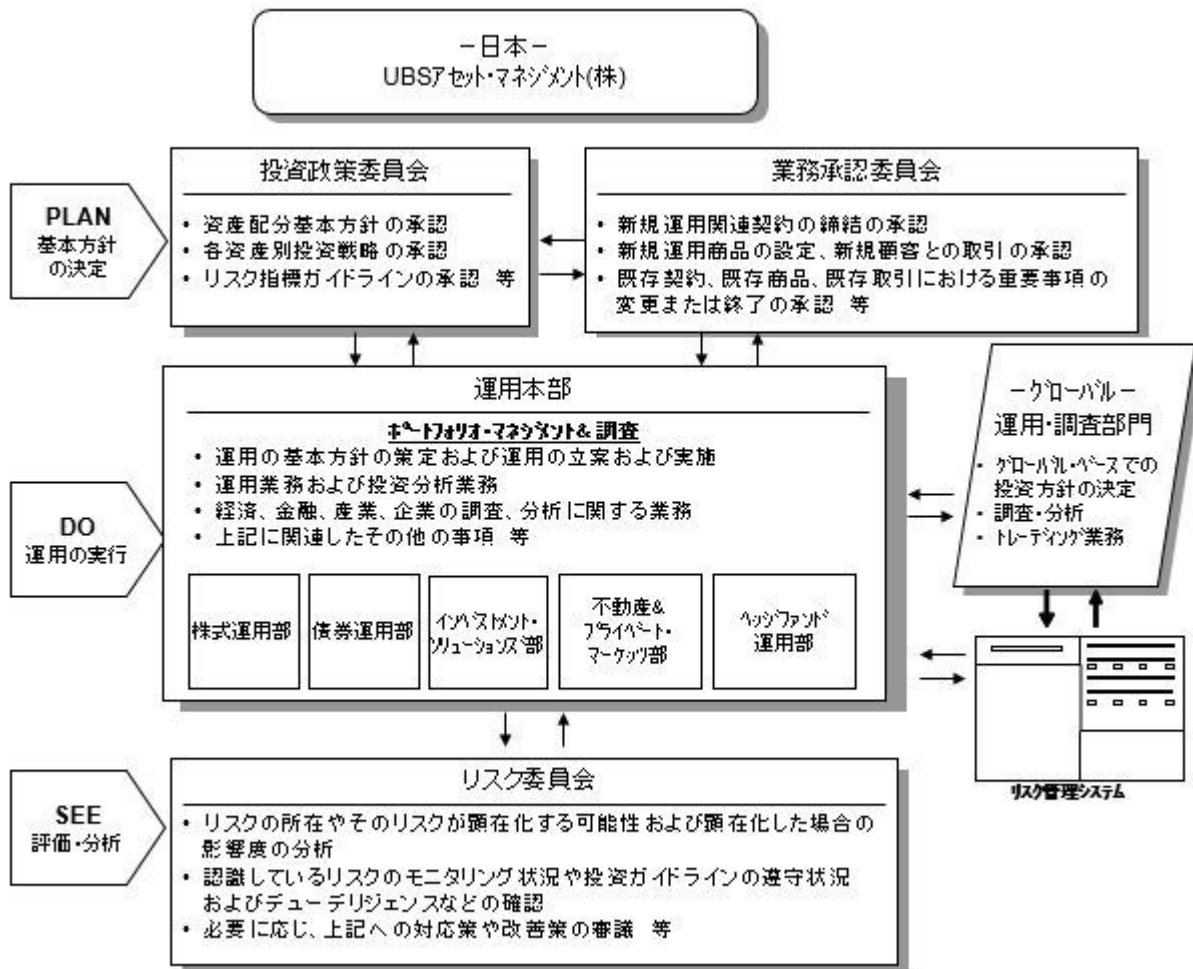
信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

(略)

## (3) 【運用体制】

<更新後>

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



### <運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（10～15名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

### <内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織>

**投資政策委員会：**

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

**業務承認委員会：**

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、審議案件に關与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、企画管理部長、経理部長等、またはその代理の10名程度が構成員として参加して

おります。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

### リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、経営上ならびに業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてジャパン・オペレーティング・オフィサーまたは企画管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、人事部長、企画管理部長、テクノロジー部長の13名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

上記の運用体制は、2022年2月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

## 3【投資リスク】

<更新後>

### (1) ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

#### 当ファンドのロング・ショート戦略にかかるリスク

当ファンドが採用するロング・ショート戦略では、信用取引やデリバティブ取引等を利用してロング・ポジションあるいはショート・ポジションを構築します。買い建て（ロング・ポジション）取引のほか、売り建て（ショート・ポジション）取引も行いますので、売り建てた株式等が値上がりした場合も基準価額が下落する要因となります。ロング・ポジションおよびショート・ポジションの双方で損失が生じた場合には、ロング・ポジションのみのファンドより大きな損失になる可能性があります。投資対象の市場動向にかかわらず、収益が得られなかったり損失が発生したりすることがあります。また、レバレッジを活用した場合には、投資対象の市場における値動き以上の損失が発生する可能性があります。

通常時において、当ファンドのグロス・エクスポージャーは、純資産総額に対し概ね200%から300%の範囲を目標とすることを想定しております。（2022年2月末時点）

#### 株式の価格変動リスク

##### ・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく変動することがあります。当ファンドの場合はロング・ポジションの組入銘柄の株価が下落した場合およびショート・ポジションの組入銘柄の株価が上昇した場合には、基準価額が下落する要因となります。

##### ・信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収が出来なくなる場合があります。基準価額に影響を与える要因となります。

#### カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運

用が困難となったりする場合があります。

為替変動リスク

[為替ヘッジあり]

実質外貨建資産については、指定外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該組入資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該組入資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

[為替ヘッジなし]

実質外貨建資産については、指定外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と当該組入資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

解約によるファンドの資金流出に伴うリスクおよび流動性リスク

短期間に相当額の解約申込があった場合や、市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有する有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

< その他の留意点 >

クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

指定外国投資信託における解約制限

指定外国投資信託では、1日の解約額が指定外国投資信託の純資産総額の25%を超える場合に、解約申込に制限をかける場合があります。これにより、当ファンドの換金申込の一部もしくは全部が行えない、または換金申込の受付の取消などの影響を受ける可能性があります。

分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスクに関する留意点

当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

< 投資信託に関する一般的なリスク >

- ・ 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- ・ 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・ 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

< 投資信託に関する一般的な留意事項 >

- ・ 投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

- ・銀行等の登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

ファンドのリスクは上記に限定されるものではありません。

<更新後>

(2) リスク管理体制

委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。

上記体制は2022年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<更新後>

[為替ヘッジあり]

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

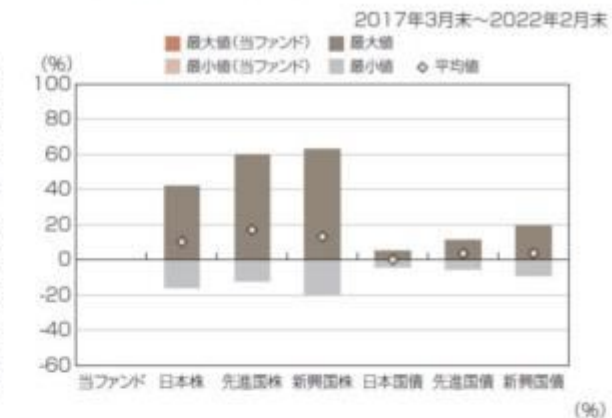


●分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

●年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債	
最大値	-	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値	-	△16.0	△12.4	△19.4	△4.0	△5.4	△9.4
平均値	-	10.3	17.1	13.2	0.1	3.6	3.8

●上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

●全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

●2017年3月から2022年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

[為替ヘッジなし]

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

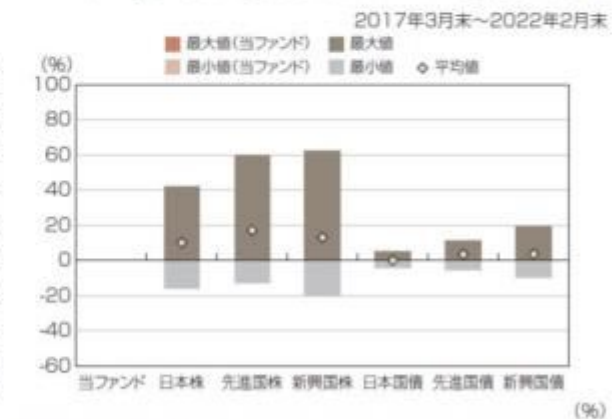


●分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

●年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債	
最大値	-	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値	-	△16.0	△12.4	△19.4	△4.0	△5.4	△9.4
平均値	-	10.3	17.1	13.2	0.1	3.6	3.8

●上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

●全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

●2017年3月から2022年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

<p>■各資産クラスの指数</p> <p>日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)</p> <p>先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み,円換算ベース)</p> <p>新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み,円換算ベース)</p> <p>日本国債：NOMURA-BPI国債</p> <p>先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本,円換算ベース)</p> <p>新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)</p> <p>(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。</p>
<p>○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について</p> <p>騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。</p> <p>・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)</p> <p>東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。</p> <p>・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み,円換算ベース)</p> <p>・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み,円換算ベース)</p> <p>MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。</p> <p>・NOMURA-BPI国債</p> <p>NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。</p> <p>・FTSE世界国債インデックス(除く日本,円換算ベース)</p> <p>FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。</p> <p>・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)</p> <p>JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。</p>

#### 4【手数料等及び税金】

##### (3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬

(略)

信託報酬の配分

(略)

(ご参考)

投資対象となる投資信託証券の主な費用は次のとおりです。

Environmental Long Short Japan Master Limited

(Class A-JPY Hedged Shares) / (Class A-JPY Shares)

管理報酬等	<p>申込手数料：なし</p> <p>解約手数料：なし</p> <p>運用報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対して年率1.10%程度</p> <p>成功報酬：月末最終営業日時点の1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク（過去の月末最終営業日時点での純資産価格の最高値）を上回った場合、超過部分の20%</p> <p>信託財産留保額：なし</p> <p>その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用等は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>
-------	---

信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

投資先ファンドの運営に係る実費は、当該投資先ファンドにおいて発生の都度支払われます。

UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）



(略)

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等・信託報酬率について、委託会社が試算した概算値は、当ファンドの純資産総額に対し年率1.10%程度+成功報酬<sup>(注1)</sup>（委託会社が試算した概算値）です。

したがって、当ファンドの信託報酬率（年率0.847%（税抜年率0.77%））を加えた、受益者が負担する実質的な報酬率は純資産総額に対して合計で年率1.947%程度+成功報酬<sup>(注2)</sup>となります。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって、実質的な信託報酬率は変動します。また、今後上記に掲げた費用が変更されること、あるいは投資対象とする投資信託証券が変更されることがあります。

（注1） 月末最終営業日時点の1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク（過去の月末最終営業日時点での純資産価格の最高値）を上回った場合、超過部分の20%が成功報酬としてかかります。

（注2） 成功報酬は運用状況によって変動しますので、事前に金額を表示することはできません。

当ファンドの委託会社は、投資先ファンドの関係法人（UBSグループの関係会社）との契約に基づき、当ファンドに関連して、当該関係法人が当該投資先ファンドにおいて受取った報酬の一部を受領する場合があります。

支払時期  
(略)

&lt;訂正後&gt;

信託報酬  
(略)

信託報酬の配分  
(略)

(ご参考)

投資対象となる投資信託証券の主な費用は次のとおりです。

Environmental Long Short Japan Master Limited

(Class A-JPY Hedged Shares) / (Class A-JPY Shares)

管理報酬等	<p>申込手数料：なし          解約手数料：なし          運用報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対して年率1.10%程度          成功報酬：月末最終営業日時点の1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク（過去の月末最終営業日時点での純資産価格の最高値）を上回った場合、超過部分の20%<u>(ドル建てで算出)</u>          信託財産留保額：なし          その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用等は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>
-------	---

信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

投資先ファンドの運営に係る実費は、当該投資先ファンドにおいて発生の都度支払われます。

UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）

(略)

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等・信託報酬率について、委託会社が試算した概算値は、当ファンドの純資産総額に対し年率1.10%程度+成功報酬<sup>(注1)</sup>（委託会社が試算した概算値）です。

したがって、当ファンドの信託報酬率（年率0.847%（税抜年率0.77%））を加えた、受益者が負担する実質的な報酬率は純資産総額に対して合計で年率1.947%程度+成功報酬<sup>(注2)</sup>となります。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって、実質的な信託報酬率は変動します。また、今後上記に掲げた費用が変更されること、あるいは投資対象とする投資信託証券が変更されることがあります。

（注1） 月末最終営業日時点の1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク（過去の月末最終営業日時点での純資産価格の最高値）を上回った場合、超過部分の20%が成功報酬としてかかります。（ドル建てで算出）

（注2） 成功報酬は運用状況によって変動しますので、事前に金額を表示することはできません。

当ファンドの委託会社は、投資先ファンドの関係法人（UBSグループの関係会社）との契約に基づき、当ファンドに関連して、当該関係法人が当該投資先ファンドにおいて受取った報酬の一部を受領する場合があります。

支払時期  
(略)

## （5）【課税上の取扱い】

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

### 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

### 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）<sup>\*</sup>については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

\* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 法人受益者の場合

## 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

## 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

## 個別元本

## 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

## 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

## 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

## 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

## 2) 受益者が収益分配金を受け取る際

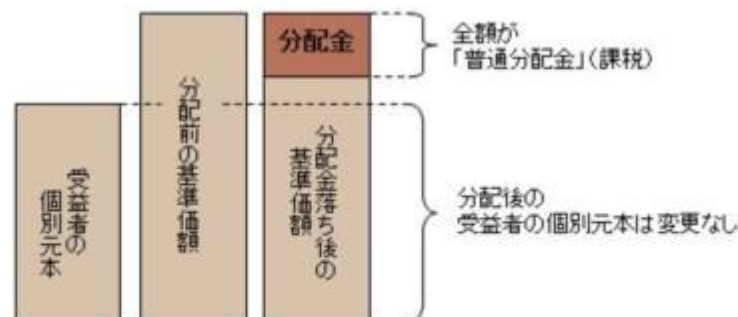
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

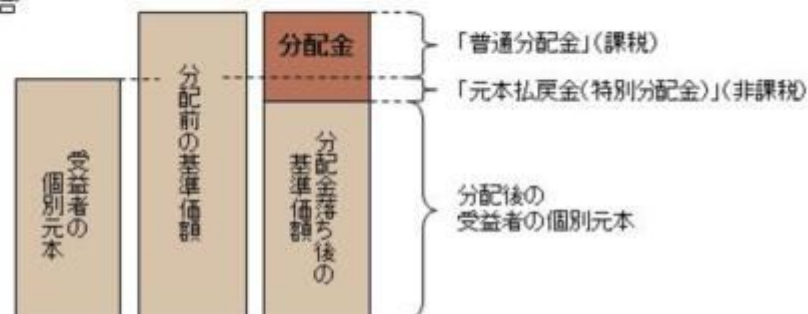
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

## &lt;分配金に関するイメージ図&gt;

## イ) の場合



## ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2022年2月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## 【U B S 環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジあり）】

以下の運用状況は2022年 2月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## ( 1 ) 【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	9,994	0.00
投資証券	ケイマン	289,384,200	99.38
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,801,415	0.62
合計(純資産総額)		291,195,609	100.00

(注) 「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

## ( 2 ) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資証券	Environmental Long Short Japan Master Limited (Class A-JPY Hedged Shares)	30,600	9,427	288,466,200	9,457	289,384,200	99.38
日本	投資信託受益証券	U B S 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	10,058	0.9938	9,995	0.9937	9,994	0.00

(注) 「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.00
投資証券	99.38
合計	99.38

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## ( 3 ) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2022年 2月 2日）	290	290	0.9401	0.9401
2021年 9月末日	306		1.0000	
10月末日	304		0.9914	
11月末日	299		0.9686	
12月末日	299		0.9687	
2022年 1月末日	287		0.9294	
2月末日	291		0.9425	

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2021年 9月29日～2022年 2月 2日	0.0000

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2021年 9月29日～2022年 2月 2日	6.0

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## （４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1期	2021年 9月29日～2022年 2月 2日	308,966,584	

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## 【UBS環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジなし）】

以下の運用状況は2022年 2月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## （１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	9,994	0.00

投資証券	ケイマン	1,036,069,318	99.71
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,004,957	0.29
合計(純資産総額)		1,039,084,269	100.00

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

## (2)【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資証券	Environmental Long Short Japan Master Limited (Class A-JPY Shares)	105,377.27	9,759	1,028,376,777	9,832	1,036,069,318	99.71
日本	投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	10,058	0.9938	9,995	0.9937	9,994	0.00

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

#### ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	0.00
投資証券	99.71
合計	99.71

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

### 【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2022年 2月 2日)	1,022	1,022	0.9731	0.9731
2021年 9月末日	867		1.0000	
10月末日	878		1.0120	
11月末日	979		0.9853	

12月末日	1,031		0.9927	
2022年 1月末日	1,012		0.9642	
2月末日	1,039		0.9797	

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2021年 9月29日 ~ 2022年 2月 2日	0.0000

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2021年 9月29日 ~ 2022年 2月 2日	2.7

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1期	2021年 9月29日 ~ 2022年 2月 2日	1,053,523,145	3,000,000

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## 参考情報

< 更新後 >

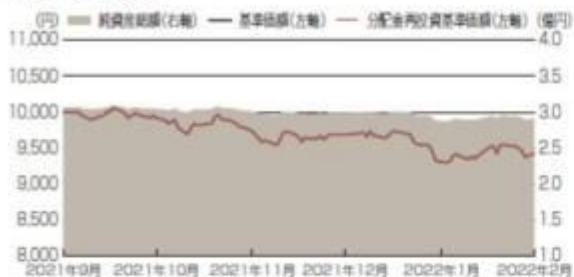
## 運用実績

○最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

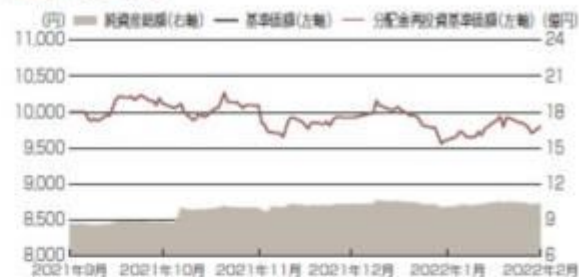
○運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

### 基準価額・純資産の推移(2022年2月28日現在)

#### 為替ヘッジあり



#### 為替ヘッジなし



※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の分配金を再投資したものととして算出。  
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

### 分配の推移(1万口当たり、税引前)

#### 為替ヘッジあり

2022年2月	0円
設定来累計	0円

#### 為替ヘッジなし

2022年2月	0円
設定来累計	0円

### 主要な資産の状況(2022年2月28日現在)

セクター別構成比率		国・地域別構成比率			組入上位10銘柄(ロングポジションのみ)		
セクター	ネット	国・地域	ロング	ショート	ネット	銘柄	構成比
情報技術	4.9%	米国およびカナダ	34.2%	49.9%	-15.8%	1 TEコネクティビティ	4.0%
公益事業	4.7%	欧州	22.6%	4.1%	18.5%	2 コベストロ	3.3%
ヘルスケア	2.1%	アジア	5.3%	0.0%	5.3%	3 EQT	2.7%
素材	1.9%	その他	0.0%	2.1%	-2.1%	4 シェル	2.5%
金融	0.5%	合計	62.0%	56.1%	5.9%	5 バイエル	2.4%
一般消費財・サービス	0.4%					6 AES	2.3%
コミュニケーションサービス	0.0%					7 ケマーズ	2.2%
資本財・サービス	-1.8%					8 ウエストレイクケミカル	2.2%
生活必需品	-2.4%					9 セラニーズ	2.2%
エネルギー	-2.4%					10 マステック	2.0%
その他	-2.1%					上位10銘柄合計	25.6%
合計	5.9%						

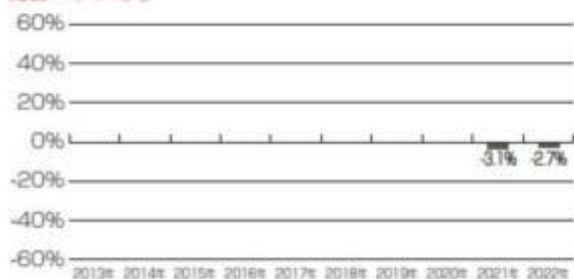
※セクター別構成比率、国・地域別構成比率は、純資産総額に占める割合、組入上位10銘柄は、純資産総額に占めるロングポジションの割合です。

※表示桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しています。

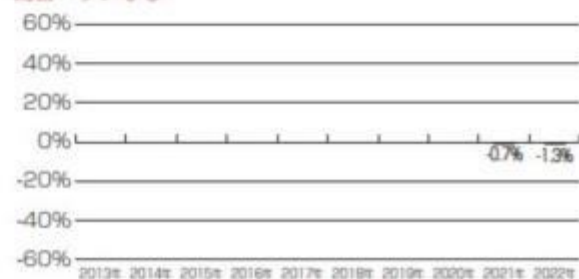
※上記の運用実績は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、市場動向等により変動します。ポートフォリオの内容は市場動向等を勘案して随時変更されます。いかなる個別銘柄の売買、ポートフォリオの構築、投資戦略の採用等の行為を推奨するものではありません。

### 年間収益率の推移(2022年2月28日現在)

#### 為替ヘッジあり



#### 為替ヘッジなし



※2021年については、当初設定日(2021年9月29日)から12月末まで、2022年は年初から2月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものととして算出。

※ファンドにはベンチマークはありません。



## 第3【ファンドの経理状況】

## UBS環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジあり）

## UBS環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジなし）

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。ただし、当期については2021年9月29日から2022年2月2日までの期間で作成しております。
- (3) 当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第30条により、2021年9月29日から2022年2月2日までとなっております。
- (4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（2021年9月29日から2022年2月2日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【UBS環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジあり）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	当期 2022年2月2日現在
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	2,922,841
投資信託受益証券	9,995
投資証券	288,466,200
未収入金	10,000
流動資産合計	291,409,036
資産合計	291,409,036
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払金	10,000
未払受託者報酬	34,291
未払委託者報酬	845,710
未払利息	8
その他未払費用	54,222
流動負債合計	944,231
負債合計	944,231
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	308,966,584
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	18,501,779
（分配準備積立金）	-
元本等合計	290,464,805
純資産合計	290,464,805

当期  
2022年 2月 2日現在

負債純資産合計	291,409,036
---------	-------------

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当期 自 2021年 9月29日 至 2022年 2月 2日
<b>営業収益</b>	
有価証券売買等損益	17,533,805
<b>営業収益合計</b>	<b>17,533,805</b>
<b>営業費用</b>	
支払利息	1,669
受託者報酬	34,291
委託者報酬	845,710
その他費用	54,222
<b>営業費用合計</b>	<b>935,892</b>
営業利益又は営業損失（ ）	18,469,697
経常利益又は経常損失（ ）	18,469,697
当期純利益又は当期純損失（ ）	18,469,697
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	32,082
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	32,082
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	<b>18,501,779</b>

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券および投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。
---

(貸借対照表に関する注記)

項目	当期 2022年 2月 2日現在

1.	計算期間末日における受益権の総数	308,966,584口
2.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は18,501,779円です。
3.	計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9401円 (9,401円)

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

当期 自 2021年 9月29日 至 2022年 2月 2日	
分配金の計算過程	
A	費用控除後の配当等収益額 0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 0円
D	分配準備積立金額 0円
E	当ファンドの分配対象収益額 0円
F	10,000口当たり収益分配対象額 0円
G	10,000口当たり分配金額 0円
H	収益分配金金額 0円

## ( 金融商品に関する注記 )

## .金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自 2021年 9月29日 至 2022年 2月 2日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券、投資証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、投資証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券および投資証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、株式、公社債等です。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的に関催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場リスク</li> </ul> <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信用リスク、流動性リスク</li> </ul> <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>
-------------------	---

## . 金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 2022年 2月 2日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券</p> <p>売買目的有価証券</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	当期 2022年 2月 2日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	5
投資証券	17,533,188
合計	17,533,193

## （デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

項目	当期
	自 2021年 9月29日 至 2022年 2月 2日
元本の推移	
期首元本額	306,998,393円
期中追加設定元本額	1,968,191円
期中一部解約元本額	- 円

## （４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表  
株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	U B S 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	10,058	9,995	
投資信託受益証券合計		10,058	9,995	
投資証券	Environmental Long Short Japan Master Limited (Class A-JPY Hedged Shares)	30,600.000	288,466,200	
投資証券合計		30,600.000	288,466,200	

合計	288,476,195
----	-------------

(注)投資信託受益証券および投資証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

### 【UBS環境ロング・ショート・ファンド(為替ヘッジなし)】

#### (1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	当期 2022年 2月 2日現在
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	11,929,334
投資信託受益証券	9,995
投資証券	1,028,376,777
流動資産合計	1,040,316,106
<b>資産合計</b>	<b>1,040,316,106</b>
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払金	15,000,000
未払受託者報酬	111,425
未払委託者報酬	2,748,598
未払利息	33
その他未払費用	176,277
流動負債合計	18,036,333
<b>負債合計</b>	<b>18,036,333</b>
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	1,050,523,145
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	28,243,372
(分配準備積立金)	-
元本等合計	1,022,279,773
<b>純資産合計</b>	<b>1,022,279,773</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,040,316,106</b>

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当期 自 2021年 9月29日 至 2022年 2月 2日
営業収益	
有価証券売買等損益	24,623,228
営業収益合計	24,623,228
営業費用	
支払利息	4,246
受託者報酬	111,425
委託者報酬	2,748,598
その他費用	176,277
営業費用合計	3,040,546
営業利益又は営業損失( )	27,663,774
経常利益又は経常損失( )	27,663,774
当期純利益又は当期純損失( )	27,663,774
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	3,181
期首剰余金又は期首欠損金( )	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,619
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,619
剰余金減少額又は欠損金増加額	584,398
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	584,398
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	28,243,372

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券および投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	当期 2022年 2月 2日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	1,050,523,145口

2.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は28,243,372円です。
3.	計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9731円 (9,731円)

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

当期 自 2021年 9月29日 至 2022年 2月 2日	
分配金の計算過程	
A	費用控除後の配当等収益額 0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 0円
D	分配準備積立金額 0円
E	当ファンドの分配対象収益額 0円
F	10,000口当たり収益分配対象額 0円
G	10,000口当たり分配金額 0円
H	収益分配金金額 0円

## ( 金融商品に関する注記 )

## .金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自 2021年 9月29日 至 2022年 2月 2日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券、投資証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、投資証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券および投資証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、株式、公社債等です。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。



3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的に関催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場リスク</li> </ul> <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信用リスク、流動性リスク</li> </ul> <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>
-------------------	---

### 金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 2022年 2月 2日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券</p> <p>売買目的有価証券</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>

### （有価証券に関する注記）

#### 売買目的有価証券

種類	当期 2022年 2月 2日現在  当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
	投資信託受益証券
投資証券	24,623,223
合計	24,623,228

## （デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

項目	当期
	自 2021年 9月29日 至 2022年 2月 2日
元本の推移	
期首元本額	867,686,068円
期中追加設定元本額	185,837,077円
期中一部解約元本額	3,000,000円

## （４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表  
株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	U B S 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	10,058	9,995	
投資信託受益証券合計		10,058	9,995	
投資証券	Environmental Long Short Japan Master Limited (Class A-JPY Shares)	105,377.270	1,028,376,777	
投資証券合計		105,377.270	1,028,376,777	

合計	1,028,386,772
----	---------------

(注)投資信託受益証券および投資証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

### (参考)

当ファンドは国内投資信託「U B S 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「環境ロング・ショート・ジャパン・マスター・リミテッド」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」および「投資証券」は同ファンドの受益証券です。

国内投資信託「U B S 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「環境ロング・ショート・ジャパン・マスター・リミテッド」の状況は次の通りです。  
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外です。

国内投資信託「U B S 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」の状況

ご参考として第13期決算日（2022年1月20日）の状況をご報告申し上げます。

### 損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	自 2021年 1月21日 至 2022年 1月20日
<b>営業収益</b>	
有価証券売買等損益	12,094
<b>営業収益合計</b>	<b>12,094</b>
<b>営業費用</b>	
受託者報酬	3,942
委託者報酬	1,239
その他費用	232
<b>営業費用合計</b>	<b>5,413</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>	<b>17,507</b>
<b>経常利益又は経常損失（ ）</b>	<b>17,507</b>
<b>当期純利益又は当期純損失（ ）</b>	<b>17,507</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	5,291
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>	<b>74,491</b>
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>33,422</b>

当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	33,422
剰余金減少額又は欠損金増加額	115
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	115
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	53,400

## 組入資産明細表（2022年 1月20日現在）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	U B S 短期円金利プラス・マザーファンド	8,608,103	8,602,938	
	合計	8,608,103	8,602,938	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

## U B S 短期円金利プラス・マザーファンドの運用状況

当ファンドは、U B S 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）が投資対象とする親投資信託で、信託財産の実質的な運用を行っております。

ご参考として、第13期決算日（2022年 1月20日）の運用状況をご報告申し上げます。

## 損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	自 2021年 1月21日 至 2022年 1月20日
営業収益	
営業収益合計	-
営業費用	
支払利息	12,393
営業費用合計	12,393
営業利益又は営業損失（ ）	12,393
経常利益又は経常損失（ ）	12,393
当期純利益又は当期純損失（ ）	12,393
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,793
剰余金増加額又は欠損金減少額	701
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	701
剰余金減少額又は欠損金増加額	7
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,906

## 組入資産明細表（2022年1月20日現在）

2022年1月20日現在、U B S 短期円金利プラス・マザーファンドにおける組入資産はありません。

## ケイマン籍円建て外国投資信託「環境ロング・ショート・ジャパン・マスター・リミテッド」の状況

なお、「UBS環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジあり）」および「UBS環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジなし）」の計算期間末日（2022年 2月 2日）現在において、当ファンドは第1期決算日を迎えておりません。

当ファンドの仕組みは次の通りです。

ファンド名	Environmental Long Short Japan Master Limited (Class A-JPY Hedged Shares) / (Class A-JPY Shares)
ファンド形態	ケイマン籍外国投資法人の発行する投資証券（円建て）
運用の基本方針	主に持続可能で脱炭素化に向けたエネルギー移行経済から直接的に影響を受けるセクターや企業、またはこれらのエネルギー移行経済に積極的に貢献するセクターや企業を中心に、グローバル株式を対象としたロング・ショート戦略（相対的に割安と思われる銘柄をロング（買い建て）する一方で、相対的に割高と思われる銘柄をショート（売り建て）するという2つのポジションを組み合わせた運用手法）を用いて投資を行います。
主要投資対象	グローバル株式を主要投資対象とします。
解約制限等	ファンドの純資産総額の25%を超える解約が1日に集中した場合、投資法人の裁量でファンド売却申込の受付に制限がかかる場合があります。
投資運用会社	UBSオコーナー・エルエルシー（UBS O' Connor LLC）
管理報酬等	<p>申込手数料：なし          解約手数料：なし          運用報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対して年率1.10%程度          成功報酬：月末最終営業日時点の1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク（過去の月末最終営業日時点での純資産価格の最高値）を上回った場合、超過部分の20%（ドル建てで算出）          信託財産留保額：なし          その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用等は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2022年 2月28日現在です。

## 【UBS環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジあり）】

## 【純資産額計算書】

資産総額	291,382,675円
負債総額	187,066円
純資産総額（ - ）	291,195,609円
発行済口数	308,966,584口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9425円

## 【UBS環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジなし）】

## 【純資産額計算書】

資産総額	1,039,749,367円
負債総額	665,098円
純資産総額( - )	1,039,084,269円
発行済口数	1,060,570,775口
1口当たり純資産額( / )	0.9797円

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

<更新後>

###### (1) 資本金の額等

2022年2月末現在の委託会社の資本金の額：	2,200,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	86,400株
発行済株式総数：	21,600株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項はありません。

###### (2) 委託会社等の機構

経営体制

###### (取締役会)

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

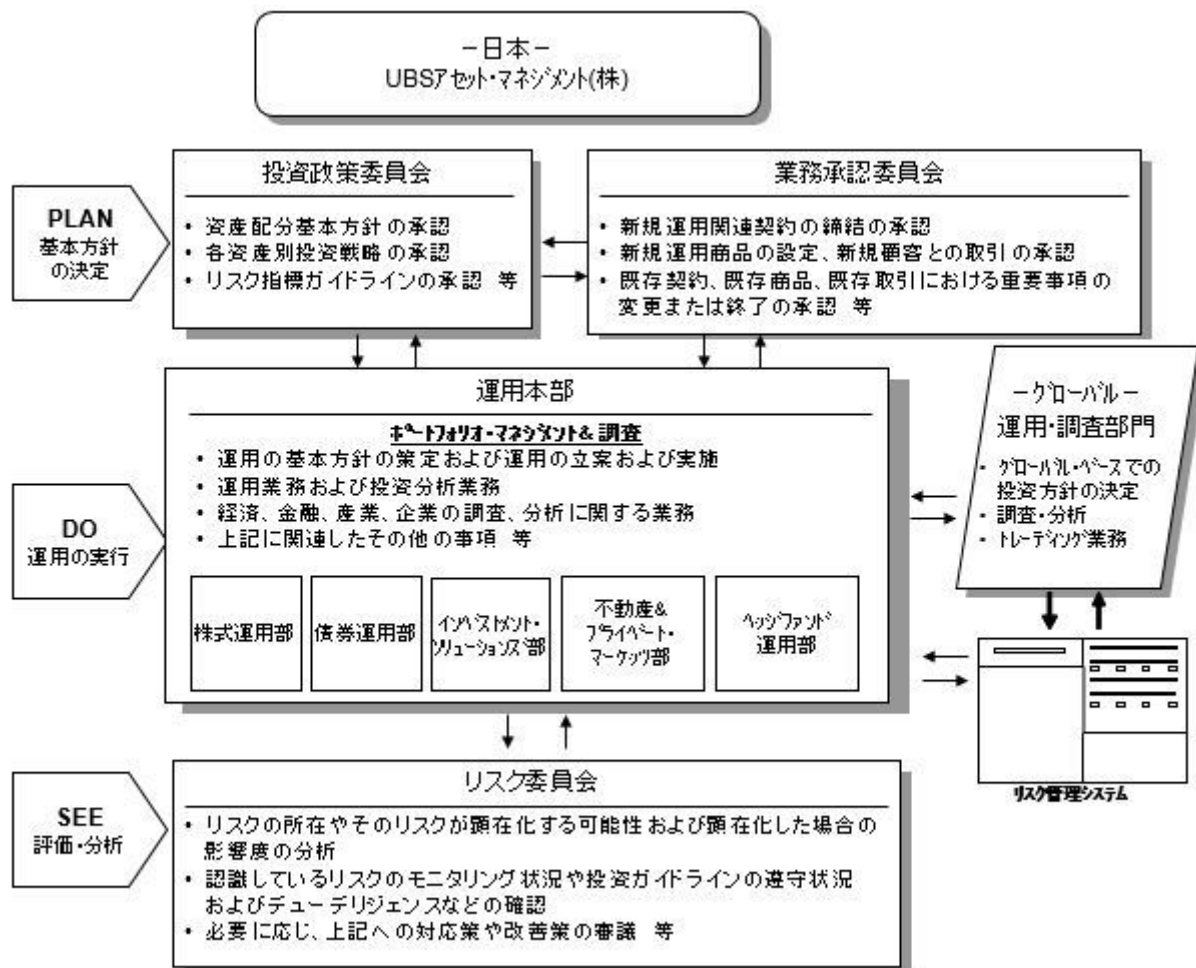
###### (代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

投資運用の意思決定機構



2022年2月末現在

## 2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2022年2月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	41	81,367
追加型株式投資信託	79	605,739
合計	120	687,106

## 3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

### 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満



の端数を切り捨てて表示しております。

## 2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### (1) 【貸借対照表】

期別	注記 番号	前事業年度 (2020年12月31日)		当事業年度 (2021年12月31日)	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
<b>(資産の部)</b>					
<b>流動資産</b>					
現金・預金	*1		5,013,218		1,837,119
未収入金	*1		68,692		87,369
未収委託者報酬			877,681		916,695
未収運用受託報酬	*1		849,138		1,025,834
その他未収収益	*1		411,506		735,209
前払費用			11,222		11,475
未収還付消費税			-		211,609
未収還付法人税等			-		272,984
その他			3,540		3,577
			流動資産計		5,101,875
<b>固定資産</b>					
投資その他の資産			422,468		437,495
前払年金費用		8,568		68,195	
繰延税金資産		393,900		349,300	
ゴルフ会員権		20,000		20,000	
			固定資産計		437,495
<b>資産合計</b>					5,539,371

期別	注記 番号	前事業年度 (2020年12月31日)		当事業年度 (2021年12月31日)	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
<b>(負債の部)</b>					
<b>流動負債</b>					
預り金			63,015		63,801
未払費用	*1		1,057,992		1,510,312
未払消費税			338,010		-
未払法人税等			655,874		9,727
賞与引当金			670,554		775,367
その他			12,818		7,176
			流動負債計		2,366,384
<b>固定負債</b>					
退職給付引当金			1,153		2,312
			固定負債計		2,312
<b>負債合計</b>					2,368,697
<b>(純資産の部)</b>					
<b>株主資本</b>					
資本金			4,858,050		3,170,673
			2,200,000		2,200,000

利益剰余金		2,658,050		970,673
利益準備金	550,000		550,000	
その他利益剰余金	2,108,050		420,673	
繰越利益剰余金	2,108,050		420,673	
純資産合計		4,858,050		3,170,673
負債・純資産合計		7,657,468		5,539,371

## (2)【損益計算書】

期別	注記 番号	前事業年度 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)		当事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬			5,793,207		6,326,317
運用受託報酬	*1*2		5,959,214		2,458,945
その他営業収益	*1*3		1,283,202		2,286,865
営業収益計			13,035,624		11,072,128
営業費用					
支払手数料			2,730,772		2,910,158
広告宣伝費			72,804		77,812
調査費			3,095,710		3,584,699
調査費		99,317		110,470	
委託調査費	*1	2,996,392		3,474,229	
委託計算費			246,986		230,341
営業雑経費			87,767		75,098
通信費		2,139		2,210	
印刷費		42,399		46,523	
協会費		17,494		17,574	
その他	*1	25,734		8,790	
営業費用計			6,234,041		6,878,111
一般管理費					
給料			2,407,963		2,555,000
役員報酬		247,753		220,107	
給料・手当	*1	1,592,585		1,636,647	
賞与		567,624		698,245	
交際費			8,184		3,225
旅費交通費			14,240		2,276
租税公課			84,915		53,446
不動産賃借料			268,420		297,352
退職給付費用			172,633		156,985
事務委託費	*1		696,759		349,151
諸経費			62,523		55,111
一般管理費計			3,715,641		3,472,547
営業利益			3,085,941		721,469
営業外収益					
受取利息		7		5	
為替差益		3,796		-	
雑収入		1,349		66	
営業外収益計			5,153		71
営業外費用					

支払利息 為替差損 雑損失	*1	134 - 2,173		0 27,798 1,044	
営業外費用計			2,308		28,843
経常利益			3,088,786		692,697
税引前当期純利益			3,088,786		692,697
法人税、住民税及び事業税			1,022,267		231,633
法人税等調整額			39,600		44,600
当期純利益			2,106,119		416,463

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,200,000	550,000	2,133,850	2,683,850	4,883,850	4,883,850
当期中の変動額						
剰余金の配当			2,131,920	2,131,920	2,131,920	2,131,920
当期純利益			2,106,119	2,106,119	2,106,119	2,106,119
当期中の変動額合計			25,800	25,800	25,800	25,800
当期末残高	2,200,000	550,000	2,108,050	2,658,050	4,858,050	4,858,050

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,200,000	550,000	2,108,050	2,658,050	4,858,050	4,858,050
当期中の変動額						
剰余金の配当			2,103,840	2,103,840	2,103,840	2,103,840
当期純利益			416,463	416,463	416,463	416,463
当期中の変動額合計			1,687,376	1,687,376	1,687,376	1,687,376
当期末残高	2,200,000	550,000	420,673	970,673	3,170,673	3,170,673

## [注記事項]

(重要な会計方針)

## 1. 引当金の計上基準

## (1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

## (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年金費用として計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
150千円	1,196千円

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

## 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### (1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	349,300

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

### 1. 収益認識に関する会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）

#### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

#### (2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、あります。

### 2. 時価の算定に関する会計基準等

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）



\*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月11日 臨時株主総会	普通株式	2,131,920	98,700	2020年3月31日	2020年6月12日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当ありません。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 臨時株主総会	普通株式	2,103,840	97,400	2021年3月31日	2021年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当ありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用・調達については短期的な預金・借入等に限定しております。  
現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2020年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	5,013,218	5,013,218	-
未収入金	68,692	68,692	-
未収委託者報酬	877,681	877,681	-
未収運用受託報酬	849,138	849,138	-
その他未収収益	411,506	411,506	-
資産計	7,220,237	7,220,237	-
未払費用	1,057,992	1,057,992	-
未払法人税等	655,874	655,874	-
負債計	1,713,866	1,713,866	-

当事業年度(2021年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	1,837,119	1,837,119	-
未収入金	87,369	87,369	-
未収委託者報酬	916,695	916,695	-
未収運用受託報酬	1,025,834	1,025,834	-
その他未収収益	735,209	735,209	-
未収還付消費税	211,609	211,609	-
未収還付法人税等	272,984	272,984	-
資産計	5,086,822	5,086,822	-
未払費用	1,510,312	1,510,312	-
未払法人税等	9,727	9,727	-
負債計	1,520,039	1,520,039	-

(注)1.金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

(注)2.金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超
現金・預金	5,013,218	-
未収入金	68,692	-
未収委託者報酬	877,681	-
未収運用受託報酬	849,138	-
その他未収収益	411,506	-
合計	7,220,237	-

当事業年度(2021年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超
現金・預金	1,837,119	-
未収入金	87,369	-
未収委託者報酬	916,695	-
未収運用受託報酬	1,025,834	-
その他未収収益	735,209	-
未収還付消費税	211,609	-
未収還付法人税等	272,984	-
合計	5,086,822	-

## （退職給付関係）

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

## 1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社及びUBS銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	965,986
勤務費用	108,238
利息費用	2,316
数理計算上の差異の当期発生額	31,316
退職給付の支払額	30,530
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,014,693

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	987,795
期待運用収益	5,333
数理計算上の差異の当期発生額	73,178
事業主からの拠出額	132,688
退職給付の支払額	30,530
年金資産の期末残高	1,022,108

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	1,014,693
年金資産	1,022,108
小計	7,414
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,414
退職給付引当金	1,153
前払年金費用	8,568
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,414

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	108,238
利息費用	2,316
期待運用収益	5,333
数理計算上の差異の費用処理額	41,861
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	147,082

## (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券 41%



株式	21%
その他	38%
合計	100%

#### 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

#### (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.258%

長期期待運用収益率 0.58%

#### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、25,551千円でありました。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

##### 1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

##### 2. 確定給付制度

###### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,014,693
勤務費用	109,963
利息費用	2,905
数理計算上の差異の当期発生額	1,418
退職給付の支払額	59,865
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,066,278

###### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	1,022,108
期待運用収益	5,538
数理計算上の差異の当期発生額	25,836
事業主からの拠出額	138,543
退職給付の支払額	59,865
年金資産の期末残高	1,132,162

###### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	1,066,278
年金資産	1,132,162
小計	65,883
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	65,883
退職給付引当金	2,312
前払年金費用	68,195

貸借対照表に計上された負債と資産の純額	65,883
---------------------	--------

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	109,963
利息費用	2,905
期待運用収益	5,538
数理計算上の差異の費用処理額	27,253
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	80,075

(注)上記の他、特別退職金50,134千円を退職給付費用として処理しております。

## (5) 年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	40%
株式	21%
その他	38%
合計	100%

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.307%

長期期待運用収益率 0.58%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、26,775千円でありました。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	9,000	17,100
減価償却超過額	50,200	58,100
未払事業税	39,200	7,000
株式報酬費用	42,400	31,800
退職給付引当金	10,500	8,600
賞与引当金	204,800	237,500
その他	37,800	44,200
繰延税金資産小計	393,900	390,300
評価性引当額	-	41,000
繰延税金資産合計	393,900	349,300

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.80%	4.15%
過年度法人税等	0.07%	0.52%
評価性引当額の増減	-	5.92%
その他	0.04%	0.29%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.46%	39.88%

## (セグメント情報等)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 地域に関する情報

## 営業収益

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

日本	米国	その他	合計
5,898,961千円	794,957千円	548,497千円	7,242,417千円

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

日本	米国	その他	合計
2,398,375千円	1,367,519千円	979,916千円	4,745,811千円

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客に関する情報

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ(*1)	1,283,248千円	投資運用

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ(*1)	2,273,486千円	投資運用

(注) 運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(\*1) UBSグループは、世界50カ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

## (1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社	ユービー エス・ エイ・ジー (銀行)	スイス・ チュー リッヒ	3.8億 スイス フラン	銀行、 証券業務	(被所有) 間接100%	金銭の預入 れ、資金調 達、資産運 用業務及び それに関す る事務委託 等、人件費	金銭の預入れ		現金・預金	4,271,387
							増加	14,551,740		
							減少	13,006,486		
							資金の借入	1,000,000		
							資金の返済	1,000,000		
							支払利息	134	未収入金	7,034
							運用受託報酬	46	未収運用受託報酬	7
							事務委託費	467,508	未払費用	41,133
							不動産関係費(受取)	81		
							人件費	293		

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれており  
ます。

## (2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との 関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親 会 社 の	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・ チューリッ ヒ	50万 スイス フラン	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益	104,027	その他未収収益	61,748
							委託調査費	70,738	未収入金	4,039
							事務委託費 (受取)	42,083	未払費用	28,610
	UBS証券 株式会社	東京都 千代田区大 手町	321 億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料 などの立替	事務委託費	303,301	未収入金	30,098
							不動産関係費 人件費(受取)	265,990 100,772	未払費用	263,404
親 会 社 の	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラ リア・ シドニー	40百万 オースト ラリア ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益	101,410	その他未収収益	57,409
							委託調査費	110,299	未払費用	23,507
親 会 社 の	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガ ポール	3.9百万 シンガ ポール ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益	176,551	その他未収収益	62,691
							委託調査費	78,411	未収入金	1,764
						事務委託費	3,792	未払費用	16,119	
親 会 社 の	UBS Asset		125百万			兼業業務	その他営業収益	80,544	その他未収収益	14,518
							委託調査費	2,481,175	未収入金	3,155

子 会 社 等	Management (UK) Ltd	英国・ ロンドン	英国 ポンド	資産 運用業	なし	資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	事務委託費 (受取)	32,887	未払費用	158,197
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ ウィルミン トン	50米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	70,137 200,658 47,835	その他未収収益 未収入金 未払費用	23,469 4,590 51,150
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ ウィルミン トン	10万 米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	500,251	その他未収収益	118,917
	UBS Japan Advisors Inc.	東京都 千代田区大 手町	3億55百 万円	投資 助言業	なし	人件費の立替 役員の兼任	人件費（受取） 不動産関係費 (受取)	169,696 27	未収入金	725
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ ウィルミン トン	10万 米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	218,534	その他未収収益	64,762

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

## (1) 親会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社	ユービー エス・ エイ・ジー (銀行)	スイス・ チュー リッヒ	3.8億 スイス フラン	銀行、 証券業務	(被所有) 間接100%	金銭の預入 れ、資金調 達、資産運 用業務及び それに関す る事務委託 等、人件費	金銭の預入れ 増加	6,144,950	現金・預金	955,290
							減少 運用受託報酬 事務委託費 不動産関係費(受取)	9,460,918 46 473,971 81	未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	5,187 7 49,216
親 会 社	UBS Asset Management AG	スイス・ チュー リッヒ	43 百万 スイス フラン	資産 運用業	(被所有) 直接100%	兼業業務 資産運用業 務及び、そ れに関する 事務委託等	事務委託費(受取)	25,144	その他未収収益 未払費用	72,341 10,992

(注) 1. ユービーエス・エイ・ジー(銀行)は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

#### (2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親 会 社 の 子 会 社 等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万 スイス フラン	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	109,669 140,947 163,736	その他未収収益 未収入金 未払費用	77,606 16,838 90,629
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	321 億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料 などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取)	454,327 296,383 86,446	未収入金 その他未収収益 未払費用	14,110 18,294 217,318
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万 オース トラリア ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	45,653 186,617 27,735	その他未収収益 未払費用	25,151 35,522
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万 シンガ ポールド ル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	129,845 345,368 32,205	未収入金 その他未収収益 未払費用	2,018 37,789 68,130
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英国 ポンド	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	461,466 1,734,464 205,113	未収入金 その他未収収益 未払費用	5,648 76,167 265,388
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	53,794 648,202 151,120	未収入金 その他未収収益 未払費用	7,101 40,951 136,410
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万 米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	409,469 5,867 140,792	未収入金 その他未収収益 未払費用	640 95,468 4,844
	UBS Japan Advisors Inc.	東京都千代田区大手町	3億55百 万円	投資 助言業	なし	人件費の立替 役員の兼任	人件費(受取) 不動産関係費 (受取)	207,936 32	未収入金	1,816
	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	1百万 米国ドル	資産 運用業	なし	資産運用業務 及び兼業業務	その他営業収益 事務委託費 委託調査費	835,133 82,238 3,192	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,007 140,225 16,708

UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	253百万 香港 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	102,545 379,475 30,803	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,589 81,352 73,089
---	----	-------------------	-----------	----	--------------------------------------	-----------------------------------	------------------------------	-------------------------	---------------------------

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

直接親会社 UBS Asset management AG (非上場)

親会社の親会社 コービーエス・エイ・ジー(銀行) (非上場)

最終的な親会社UBS Group AG - Zurich (NYSE / SIX 上場)

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	224,909円72銭	146,790円45銭
1株当たり当期純利益金額	97,505円51銭	19,280円72銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

## (注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)
当期純利益(千円)	2,106,119	416,463
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,106,119	416,463
普通株式の期中平均株式数(株)	21,600	21,600

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

## (1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容

三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
---------------	------------	---

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2021年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社	5,165百万円 (2021年8月10日現在)	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

運用に必要な最低限の資金のために、委託会社およびその関係会社がファンドの買付を行う場合の募集等の取扱いのみを行います。一般投資家向けの募集等の取扱いは行いません。

<訂正後>

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2021年9月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2021年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2021年9月末現在)	事業の内容
あかつき証券株式会社	3,067百万円	



三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社	5,165百万円	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

運用に必要な最低限の資金のために、委託会社およびその関係会社がファンドの買付を行う場合の募集等の取扱いのみを行います。一般投資家向けの募集等の取扱いは行いません。

# 独立監査人の監査報告書

2022年3月9日

UBSアセット・マネジメント株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジあり）の2021年9月29日から2022年2月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジあり）の2022年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を

適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

2022年3月9日

UBSアセット・マネジメント株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジなし）の2021年9月29日から2022年2月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジなし）の2022年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を

適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

2022年3月15日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三浦昇
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川井恵一郎

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。